

運輸安全マネジメントへの取り組みについての宣言

平成18年3月31日公布、道路運送法の改正等により、同年10月1日より運輸安全マネジメントの導入が義務付けられました。

飛鳥交通グループにおいては、この運輸安全マネジメントの推進が自動車運送事業運営の根幹と位置づけ、輸送の安全確保が最も重要であることを再認識し、絶えず輸送の安全性の向上に努めるため、次に掲げる「輸送の安全に関する基本方針」を定めました。

社長が最終的な責任を有する組織を明確にし、経営トップから現場までが一丸となって輸送の安全に関する目標とその計画を作成し、情報の共有や伝達を確実にを行い、又、業務の改善を継続的に行い、記録を管理することにより、輸送の安全性の確保と向上に取り組むことを宣言します。

輸送の安全に関する基本方針

- 一 輸送の安全の確保が当グループの事業運営の根幹であることを深く認識し、グループ内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底します。
以上を実行に移すため、次による「輸送安全に関する基本方針」を事業場に掲げ、全従業員の意識の高揚を図ります。
 - 1 「輸送の安全確保は我社の根幹」
 - 2 「安全輸送でサービス向上」
 - 3 「安全の上に築く会社と全従業員の繁栄」
- 二 輸送の安全に関する交通事故削減計画の策定（Plan）、その実行（Do）、実行内容のチェック（Check）、不備がある場合には改善（Act）を行い、安全対策を不断に見直し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

平成18年10月 1日制定

飛鳥交通グループ

代表 川野 繁